

株式分割に関する基準日設定公告

令和5年3月29日

株主各位

東京都港区芝浦三丁目1番1号

株式会社シーユーシー

代表取締役 濱口 慶太

当社は、令和5年3月29日開催の取締役会において、令和5年4月13日をもって当社株式1株を200株に分割することを決議いたしました。

つきましては、上記株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を令和5年4月13日と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、令和5年4月13日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の1,000,000株から90,000,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上